

国立大学法人京都大学教職員の給与の臨時特例に関する規程

平成24年達示第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）及び国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則（平成16年達示第75号。以下「外国人研究員就業規則」という。）の特例を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程の対象となる教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。

- (1) 給与規程第5条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員（同項第5号及び第6号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、医学部附属病院に所属する者を除く。以下「特例教職員」という。）
- (2) 特定有期雇用教職員就業規則に定める特定有期雇用教職員（特定有期雇用教職員就業規則第2条第8号の特定医療技術職員のうち、医学部附属病院に所属する者を除く。）
- (3) 外国人研究員就業規則に定める外国人研究員（以下「外国人研究員」という。）

(給与規程の特例)

第3条 この規程の施行の日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、特例教職員に対する俸給月額（給与規程第12条の2の規定による職責調整手当の月額及び国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程

（平成18年達示第28号）附則第5条の規定による俸給（以下この項において「職責調整手当の月額等」という。）を含み、当該特例教職員が給与規程附則第5項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（職責調整手当の月額等を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該特例教職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級（職責調整手当の支給を受ける者にあっては、その支給の基礎となる標準級をいう。）又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表（一）	7級以上	100分の4.35
	3級から6級まで	100分の2.50
	2級以下	100分の1.00
一般職俸給表（二）	4級以上	100分の2.50
	3級以下	100分の1.00
専門業務職俸給表	5級以上	100分の4.35
	2級から4級まで	100分の2.50
	1級	100分の1.00
教育職俸給表	5級以上	100分の4.35
	3級及び4級	100分の2.50

	2級以下	100分の1.00
医療職俸給表(一)	8級	100分の4.35
	3級から7級まで	100分の2.50
	2級以下	100分の1.00
医療職俸給表(二)	7級	100分の4.35
	3級から6級まで	100分の2.50
	2級以下	100分の1.00
指定職俸給表	全ての号俸	100分の4.35

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給の特別調整額 当該特例教職員の俸給の特別調整額の月額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 都市手当 当該特例教職員の俸給月額及び俸給の特別調整額に対する都市手当の月額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該特例教職員の俸給月額及び俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (4) 特地勤務手当 当該特例教職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当 当該特例教職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (6) 期末手当 当該特例教職員が受けるべき期末手当の額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (7) 勤勉手当 当該特例教職員が受けるべき勤勉手当の額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (8) 期末特別手当 当該特例教職員が受けるべき期末特別手当の額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (9) 遠隔地異動・出向手当 当該特例教職員の俸給月額及び俸給の特別調整額に対する遠隔地異動・出向手当の月額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額
- (10) 給与規程第36条第1項から第5項まで、第8項又は第9項の規定により支給される給与 当該特例教職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからカまでに定める額
  - ア 給与規程第36条第1項 前項及び前各号に定める額に100分の20を乗じて得た額
  - イ 給与規程第36条第2項又は第3項 前項並びに第2号、第3号、第6号、第8号及び第9号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ウ 給与規程第36条第4項 前項並びに第2号、第3号及び第9号に定める額に、同条第4項の規定により当該特例教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - エ 給与規程第36条第5項 前項並びに第2号、第3号、第6号、第8号及び第9

号に定める額に、同条第5項の規定により当該特例教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 給与規程第36条第8項 前項並びに第2号、第3号及び第9号に定める額に、同条第8項の規定により当該特例教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

カ 給与規程第36条第9項 第6号又は第8号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける特例教職員にあつては、第6号又は第8号に定める額に、同項の規定により当該特例教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

- 3 特例期間においては、給与規程第23条から第25条まで及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第39条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額に当該特例教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、特例教職員に対する国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号。以下「育児・介護休業等規程」という。）第19条及び38条の規定の適用については、同条中「同規程第39条」とあるのは、「国立大学法人京都大学教職員の給与等の臨時特例に関する規程（平成24年達示第号）第3条第3項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- 5 特例期間においては、給与規程附則第6項の規定の適用を受ける特例教職員に対する第1項並びに第2項第1号から第3号まで、第6号、第7号、第9号及び第10号並びに第3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「俸給の特別調整額の月額」とあるのは「俸給の特別調整額の月額から給与規程附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「俸給月額及び俸給の特別調整額に対する都市手当の月額」とあるのは「俸給月額及び俸給の特別調整額に対する都市手当の月額から給与規程附則第6項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額及び俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に」とあるのは「俸給月額及び俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額から給与規程附則第6項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第6項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第6項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第9号中「俸給月額及び俸給の特別調整額に対する遠隔地異動・出向手当の月額」とあるのは「俸給月額及び俸給の特別調整額に対する遠隔地異動・出向手当の月額から給与規程附則第6項第7号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第10号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びエ中「前項並びに第2号、第3号、第6号及び第9号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号、第6号及び第9号」と、同号ウ及びオ中「前

項並びに第2号、第3号及び第9号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第9号」と、同号カ中「第6号又は第8号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第6号又は第8号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第8項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(特定有期雇用教職員就業規則の特例)

第4条 特例期間においては、特定有期雇用教職員のうち、特定有期雇用教職員就業規則第2条第1号から第7号までに掲げる特定有期雇用教職員（以下「年俸制特定教員等」という。）に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の表の左欄に掲げる職種等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「特定支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職種等		割合
年俸制特定教員	特定教授	100分の4.35
	特定准教授・特定講師	100分の2.50
	特定助教	100分の1.00
特定拠点教員	特定拠点教授	100分の4.35
	特定拠点准教授・特定拠点講師	100分の2.50
	特定拠点助教	100分の1.00
特定外国語担当教員	特定外国語担当教授	100分の4.35
	特定外国語担当准教授・特定外国語担当講師	100分の2.50
特定病院助教		100分の1.00
特定専門業務職員	俸給月額 750,000円～900,000円	100分の4.35
	俸給月額 400,000円～700,000円	100分の2.50
	俸給月額 350,000円	100分の1.00
特定職員	俸給月額 750,000円～900,000円	100分の4.35
	俸給月額 400,000円～740,000円	100分の2.50
	俸給月額 300,000円～390,000円	100分の1.00
特定研究員	俸給月額 800,000円	100分の4.35
	俸給月額 600,000円～790,000円	100分の2.50
	俸給月額 300,000円～590,000円	100分の1.00

2 特例期間においては、特定有期雇用教職員就業規則第7条（同規則第13条及び第16条において準用する場合を含む。）、第11条又は第20条第1項（同規則第24条及び第28条第1項において準用する場合を含む。）の規定において準用する給与規程第36条第1項から第5項まで又は第8項の規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該年俸制特定教員等に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給与規程第36条第1項 前項に定める額に100分の20を乗じて得た額
- (2) 給与規程第36条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 給与規程第36条第4項、第5項又は第8項 前項に定める額に、同条第4項、第

5 項又は第 8 項の規定により当該年俸制特定教員等に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 3 特例期間においては、特定有期雇用教職員就業規則第 7 条（同規則第 1 3 条及び第 1 6 条において準用する場合を含む。）、第 1 1 条又は第 2 0 条第 1 項（同規則第 2 4 条及び第 2 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定において準用する給与規程第 2 3 条から第 2 5 条まで及び第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給与規程第 3 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額を 1 年間における 1 月平均所定労働時間数で除して得た額に当該年俸制特定教員等の特定支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、特定有期雇用教職員就業規則第 7 条（同規則第 1 3 条及び第 1 6 条において準用する場合を含む。）、第 1 1 条又は第 2 0 条第 1 項（同規則第 2 4 条及び第 2 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定において準用する育児・介護休業等規程第 1 9 条及び 3 8 条の規定の適用については、同条中「同規程第 3 9 条」とあるのは、「国立大学法人京都大学教職員の給与等の臨時特例に関する規程（平成 2 4 年達示第 号）第 4 条第 3 項」とする。
- 5 特定有期雇用教職員就業規則第 3 2 条及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則（平成 2 0 年達示第 8 号）附則第 2 項の規定において給与規程を準用し給与規程第 5 条第 1 項各号に掲げる俸給表の適用を受けることとなる特定有期雇用教職員の給与の支給等の取扱いについては前条の規定による。

（外国人研究員就業規則の特例）

第 5 条 特例期間においては、外国人研究員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該外国人研究員に適用される次の表の左欄に掲げる号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

号 俸	割 合
3 号俸・4 号俸	1 0 0 分の 4 . 3 5
2 号俸	1 0 0 分の 2 . 5 0
1 号俸	1 0 0 分の 1 . 0 0

- 2 特例期間においては、外国人研究員就業規則第 6 条第 4 項の規定において準用する給与規程第 3 6 条第 1 項から第 4 項まで又は第 8 項の規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該外国人研究員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 給与規程第 3 6 条第 1 項 前項に定める額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額
- (2) 給与規程第 3 6 条第 2 項又は第 3 項 前項に定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額
- (3) 給与規程第 3 6 条第 4 項又は第 8 項 前項に定める額に同条第 4 項又は第 8 項の規定により当該外国人研究員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

（端数計算）

第 6 条 この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第4条第1項から第4項まで及び第5条の規定は、同日から施行し、同日以後に雇用（更新を含む。）又は俸給月額を改訂される者について適用する。